

54-1 電気機器組立て職種(回転電機組立て作業)

2010.1.22

<p>作業の定義</p>	<p>鉄心に導線を巻いて発電機・電動機の部品となるコイルをつくり、他の部品などを組み合わせて、発電機・電動機を組立て、調整する作業をいう。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)回転電機組立て作業 ①鉄心積み作業 ②回転子の静つり合い及び動つり合い作業 ③結線及び総合組立て作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③電気機器組立て職種の各作業に必要な整理整頓作業 ④電気機器組立て職種の各作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">} ※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①変圧器組立て作業 ②配電盤・制御盤組立て作業 ③開閉制御器具組立て作業 ④回転電機巻線製作作業 ⑤基本工作作業 1.けがき、切断、穴あけ 2.ねじ切り、ヤスリがけ、はつり、かしめ 3.電線接続(はんだ付け、圧着、結束、ろう付け) 4.コネクタ接続 ⑥測定作業 1.導通試験、抵抗測定、絶縁測定 2.電圧・電流・電力・力率の測定 3.長さ・幅・厚さ等の寸法測定 4.特性試験 5.動作試験 ⑦簡単な修理作業 ⑧据付け作業 (2)周辺作業 ①運送作業(工場から現場等) ②フォークリフトの運転作業(特別教育又は技能講習が必要) ③クレーンの運転作業(特別教育、技能講習等が必要) ④移動式クレーンの運転作業(特別教育、技能講習等が必要) ⑤高所作業車の運転作業(特別教育又は技能講習が必要) ⑥アーク溶接作業(特別教育が必要) ⑦ガス溶接作業(作業主任者免許、技能講習が必要) ⑧玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要) ⑨廃材処理作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>主材料としては、電線、ケーブル、絶縁材料、金属材料、導電・半導体材料等があるが、特に限定すべきものは無く必要な素材(材料)を使用すること。</p>
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>一つ以上必ず使用すること。 ①器具等 1.ドライバ、スパナ、ペンチ、ハンマ 2.はんだごて、ワイヤストリッパ、圧着工具 3.スケール、ノギス、マイクロメータ 4.万力、ヤスリ、ねじ切り器、リーマ 5.振動測定器、計測器 ②機械等 1.電気ドリル、卓上ボール盤、両頭グラインダ 2.巻線機、プレス、シャー、バインド機、乾燥炉 3.回転機、変圧器、配電盤・制御盤 4.旋盤、フライス盤</p>
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.直流電動機(一般用、車両用、電気動力計等) 2.誘導発電機 3.交流電動機(単相、三相、同期、整流子等) 4.サーボモータ(直流、交流) 5.小型電動機(70W未満)、超小型(入力7W以下) 6.電動機一体機器(電気ホイスト、電動工具等) 7.その他の回転電機機械(電動発電機等)</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.回転電機組立て作業がない場合 2.電子回路接続作業 3.電子機器組立て作業 4.電気機械修理作業 5.電気機械器具修理作業</p>